

まちづくりの課題・問題等の整理について

課題・問題	理想とする姿	まちづくりの取り組み
住民の意識が低い	住民の意識が高い	興味の有るものが、知らない人には声がかげぬくので、まずは知り合いの人に声をかける
地域のつながりが希薄である	地域のつながりが強い	昔からある言葉のように向こう3軒両隣りと日頃から、挨拶などの声をかけあう
市民参画の場が 提供されていない	市民参画の場が数多く 提供されている	市が事業などの理解と協力を求める為に市民への情報公開(説明)と意見交換等を必要に応じて自治会単位で行う
市民には時間的制約がある 参加する世代が偏っている	時間的制約があつたとしても、 世代的な隔たりがなく参画ができる	校区での行事(運動会)などで、アンケート調査表を配布して後日に、回収する
情報公開が不十分である 市の将来像が不明確である	情報を共有し市の 将来像を見据えて いる	
合意形成が難しい	意見交換が行えており さまざまな意見の集約、 合意形成が明確になついる	
財政・施設等が不十分である 組織の体制に問題がある	財政を含めた支援体制 が十分提供されている	財政構造の見直しと、この組織のスリム化と健全運営の充実をはかる

まちづくりの課題、問題等の整理について

地域のつながり希薄である。⇒ 地域のつながりが強い

瑞穂市の各校区活動などの組織を利用して意見を聞く。または、アンケートに協力してもらおう。(住んでいる人が住み続けたい、市外の方も住んでみたい街づくり、地域づくり、組織づくりなど問題点、良い点を参考にする)

- 1 現在、瑞穂市は5つの校区が活動しています。穂積小校区、牛牧小校区、本田小校区、生津小校区、巢南中校区(自治会活動が、小学校、中学校と連携している)それぞれ組織がしっかりしていて、お願いすれば協力してもらえるのでは。
- 2 各小、中学校のPTA組織に協力してもらおう。
- 3 保育園、幼稚園の保護者の方に協力してもらおう。
- 4 スポーツ少年団の組織に協力してもらおう。

市民参画の場が提供されていない。⇒ 市民参画の場が数多く提供されている。

- 1 市の行政意見交換会をもっとやってほしい。校区単位、自治会単位、など細かく。
- 2 瑞穂市に対して若い人の意見を聞く機会を作ってほしい。特に、新しく瑞穂市に来た人達の意見を。(ワールドカフェがいいのでは⇒ もっと知ってもらうようにPRが必要)
- 3 中、高校生の意見も聞く。(瑞穂市の将来像、自分達の住みやすい街づくりなど)
- 4 子育て世代の人達の意見を聞く場所作り(片親、一人っ子、障害者の子)

市民は時間的な制約があり参加する世代が偏っている。⇒ 時間的制約があっても世代な、隔たりなく参画できる。

- 1 夜の時間帯を利用する。身近なテーマ、問題点を前もって知らせて意見を聞く。幼稚園、保育園、介護施設、交通インフラ、市全般などの意見、要望を聞く

情報公開が不十分で、市の将来像が不明確。⇒ 情報を共有し市の将来像を見据えている。

- 1 行政報告会をもっと細かく開催する。
現在三ヶ所のみ。(校区単位、自治会単位、区単位など)
- 2 住民登録されていない方、自治会活動に参加されていない方達に対して市の広報誌の提供、市の行事の案内などの情報提供して、今後、市民として参加できるように自治会から働きかける。(外人さん、学生さん、単身赴任のサラリーマンなど)

合意形成がむづかしい。⇒ 意見交換が行えておりさまざまな意見の集約、合意形成方法が明確になっている。

- 1 市の現状、問題点を担当の職員、部長さんが報告、意見交換会を増やす。
多くの場所で現状を聞くことによって、意見の集約ができるのでは

財政、施設等が不十分であり、組織の体制に問題がある。⇒ 財政を含めた支援体制が十分提供されている

- 1 街づくりと、それに必要な財政面、特に税収を増やす為に行動できる部署必要。
工場誘致、県の施設の誘致、県との交渉などを積極的に行う。
市長に対して、現状を良くするために積極的に意見を述べて一緒に行動する。
- 2 これから人口が増えていくのに対応できる為の部署。
若い人が増加している現状に合わせた施設作り
保育園、幼稚園、0歳児から小学校に入る前の幼児たちの集まりやすい施設
(細かく相談会を開いて、常に子育てなど相談できる専任の人がいる)
- 3 空き家が今後増えていくので、今から情報提供していく部署。
税制面、利用するため条件、町おこしにどのように利用していくのかなど
他の市町からの移住者に対する補助策など

以 上

【住民の意識が低い】

- ① 市民討議会の開催（参加者は無作為抽出の一般市民）
- ② ファシリテーターの養成（市役所職員→自治会担当者（仮まちづくり推進委員）
- ③ 小・中学校での市民意識教育（基本条例の出前講座、市民参画の手段など）

【地域のつながりが希薄である】

- ① 自治会活動の活性化「自治会活動促進助成金」※一律ではなく、自主的な取組みに対して
- ② まちづくり協議会（小学校区単位）での活動促進、交付金の使途を決定する
（自治会、子ども会、PTA、などの複合組織）

【参画の場が提供されていない】

- ① まちの課題に対するワークショップ（テーマによる）の開催（日頃より対話の場）
- ② 各種団体でのまちづくりテーマによるワークショップ、ワールドカフェの開催
- ③ ターゲット層への出張ヒアリング（ターゲットのいる場所、時間に職員が出張してニーズ聞き取り）

【市民の時間的制約、参加世代の偏り】

- ① 託児システムの設置
- ② 子育て世代は、学校行事、PTA 行事の際に時間を頂いてワークショップなど開催する

【情報公開が不十分】

- ① 新規手段を含めた複数の手段による情報発信（フェイスブック、ツイッター、ライン、メールなど）
- ② 自治体担当職員を配置し、日頃より密接な情報発信、情報提供をする
- ③ 学校を通じた瑞穂市情報の提供（審議会委員募集やパブリックコメント募集など）

【合意形成がむずかしい】

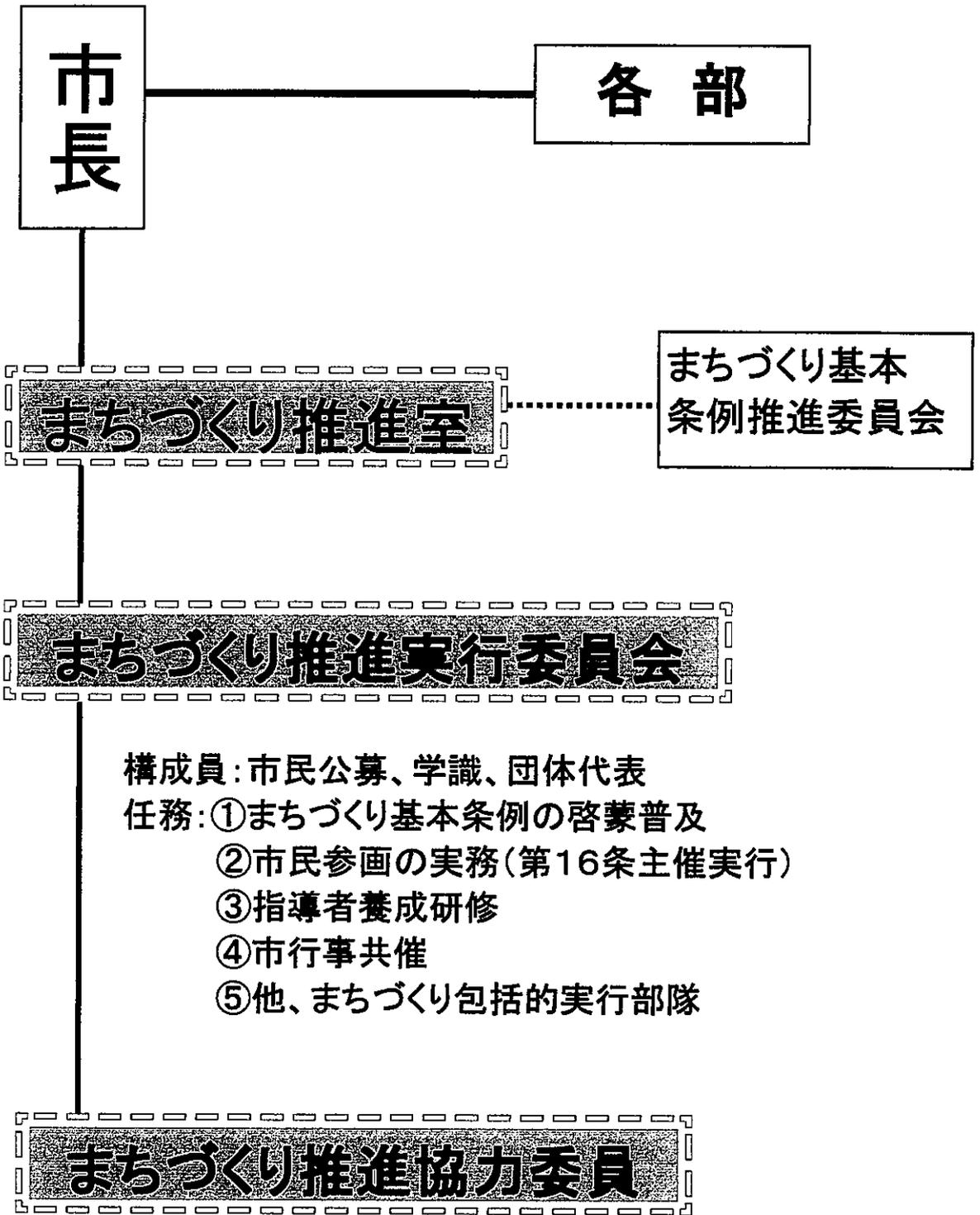
- ① 広く意見を聞くプロセスが確保されていれば、行政判断でよい。

【財政・施設が不十分、組織体制に問題がある】

- ① まちづくり推進室の設置（市民の意見受付・対応、総合計画の進捗確認、市民参画のコーディネートなど）
- ② 市民活動センターやコミュニティセンターの整備（既存施設に複合的に設置することも含めて）

案

4



構成員：市民公募、学識、団体代表
任務：①まちづくり基本条例の啓蒙普及
②市民参画の実務(第16条主催実行)
③指導者養成研修
④市行事共催
⑤他、まちづくり包括的実行部隊

- *各自治会に設置
 - ・100戸以上は2名
 - ・任期は2年以上
- * 実行委員会任務を協力

まちづくりにおける参画について

2015年6月15日

「瑞穂市まちづくり基本条例」第16条には参画方法として、5つの具体的方法（その他を含めると6つ）が記されているが、まちづくりに市民が関与する方法にはそれら以外にも考えられ、方法を網羅的にあげる必要があるかどうかを検討したい。さらに、どの程度参画するのかという参画の程度や、どの段階・どの局面に参画するのかという参画段階についても若干の検討を行いたい。なお、以下の検討は不十分・不完全であり、個人的な意見を記したものである。

1. 瑞穂市まちづくり基本条例における「参画」

「瑞穂市まちづくり基本条例」において、「参画」は、前文、第1条、第2条、第4条、第5条、第15条、第16条、および第17条で触れられているが、ここでは、以下の第2条と第16条に関連して考察する。

第2条 (4) 参画 市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任をもって主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。

第16条 市の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

- (1) 審議会等への委員としての参画
- (2) 公聴会、懇談会等への参画
- (3) ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画
- (4) パブリックコメント（意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。）その他の意見の聴取
- (5) アンケート調査等による意見の聴取
- (6) その他の市長が別に定める市民参画手続

2. 参画と主体性

参画の意味について、少し考察してみる。

「単なる『参加』よりも高次で、参加者が計画段階から主体的に活動にかかわることを『参画』という」[竹内,2008]、「『参加』という語には、『既にあるものに後から付け加わる』という印象が強いが、『参画』は『企画に参ずる』とも読める。それゆえ、『住民参画』とは企画の段階から住民を巻き込み、議論していくという意味合いが強くなる。」[伊東,2006]とあるように、条例第2条(4)と同様の説明がされている。

ここで、「主体的」という言葉を検討してみると、「『参加』は行政が計画案の策定や事業を行い、これに住民が関与していく形態のこと。『協働・パートナーシップ』は計画を行政、

住民などが同じ立場で意見交換をしながら計画案の策定や事業を行う形態のこと。『主体』は住民が主体的に計画の策定や事業を行い、行政などがその支援を行う形態のこと。『参画』はこれらを総称するものとして定義する。」[伊東,2006]（下線は板谷）とあるように、「参画」は行政の関与なしでは成立しない。市民がまちづくりに関与する方法・手段は多々あると思われるが、「参画」といった場合、条例第 16 条で挙げられた方法が主になり、それ以外の方法が実施される場合でも、市民が主導的に行動する方法は含まれないと考えられる。

3. 参画の程度

基本条例条文の「責任をもって主体的に参加し、かつ、行動する」ことについても、いくつかの程度に分けられると思う。下の【参考】にあるように、参画の程度は視点によって異なるが、【参考】のいくつかを1つの軸にまとめると、下表のようになる。なお、行政の関与を前提すれば、「こどもの参画」において「こども」を「市民」に、「大人」を「行政」に読み替えると、市民の参画に適用可能であるので、表に含めた。

①参加	①あやつり ②セラピー ③お知らせ	①あやつり参画 ②お飾りの参画 ③形だけの参画	↑ 議論の 対象範囲 ↓
②参画	④意見聴取 ⑤懐柔 ⑥パートナーシップ	④仕事を割り当てられているが、情報が与えられる ⑤意見を求められ、情報を与えられる ⑥行政が仕掛け、市民と一緒に決定する ⑦市民が主体的に取りかかり、指揮する ⑧市民が主体的に取りかかり、行政と一緒に決定する	
③主導	⑦住民への権限委任 ⑧住民の自治		

上表を瑞穂市の現状に合わせて修正すれば、参画の「質」に関する「ものさし」として利用が可能かもしれない。（表現を修正する必要があるが。）

【参考】

視点	程度	参考資料等
関わり方の程度	①参加、②参画、③主導	[入江, 2007]
市民と行政との関わり方	①あやつり、②セラピー、③お知らせ、④意見聴取、⑤懐柔、⑥パートナーシップ、⑦住民への権限委任、⑧住民の自治	[立木, 2004]
社会福祉における参加	地域住民としての参加、福祉サービスの利用者としての参加	[白戸, 2003]

形態		
こどもの参画	①あやつり参画、②お飾りの参画、③形だけの参画、④子どもは仕事を割り当てられているが、情報が与えられる参画の仕方=『社会的動員』、⑤子どもが大人から意見を求められ、情報を与えられる、⑥大人が仕掛け、子どもと一緒に決定する、⑦子どもが主体的に取りかかり、子どもが指揮する、⑧子どもが主体的に取りかかり、大人と一緒に決定する ①～③は子どもたちが地域社会に参画していない段階	[竹内, 2008]
こどもの参画	①操り参画、②お飾り参画、③形だけの参画、④仕事は割り当てられるが、情報が与えられる参画の仕方=「社会的動員」、⑤子どもが大人から意見を求められ、情報を知らされる参画の仕方、⑥大人が着手し、大人と子どもと一緒に決定する参画の仕方、⑦子どもたちが始め、子どもたちが指揮をする参画の仕方、⑧子どもがやり始め、大人と一緒に決定する参画の仕方	[嘉納, 2004]
住民参加のはしご	①操作、②セラピー、③お知らせ、④意見聴取、⑤懐柔、⑥パートナーシップ、⑦権限の委任、⑧市民によるコントロール、である。そして、①～②を“参加とは言えない段階”、③～⑤を“アリバイとしての住民参加段階”としており、⑥～⑧においてはじめて“市民の力が生かされる段階”としている。	[北川, 2003]
市民参加をその方法の意図や対象の広さ、参加の深さ	公開手法、意見収集手法、公聴・手法、協議・検討手法	[有元, 2002]

4. 参画段階・参画場面・参画局面

まちづくりに参画できる段階には、さまざまあると考えられるが、下の【参考】により、以下のようにまとめることができる。

計 画 の 流 れ ↓	方針	概略計画 構想	現状認識	問題認識	構想	準備 チーム形成 問題意識の整理 調査項目の選択 現況調査と分析 計画案の準備 実施主体の選択
	企画の立案	計画	参画	実践案設定 可能性追求 実践の体系化	計画	
	実施	事業化 共用・管理	実践			
	評価		展開			

【参考】

参画段階	参考資料等
方針・企画の立案・実施・評価	瑞穂市まちづくり基本条例
道路網計画の段階・構想段階・計画段階・事業化段階・共用・管理段階	【国土交通省道路局, 2005】
地域社会の置かれている現状の認識段階、参画段階（諸問題を解決するための方途を求め、地域住民とのコンセンサス作り、共同プランニング）、実践段階（地域の主体性において、地元の総力を結集し展開される）、展開段階（1つのプロジェクトの成功をベースに地域社会の成熟をめざす段階）	【小岩, 1985】
問題認識：現状把握・本質的問題の抽出 実践案設定：問題解決の方向付け・具体策設定（具体策づくり・可能性確認） 可能性追求：参画の呼びかけ・参画の場づくり・外部からの知識・技術の吸収・内部の知識・技術育成 実践の体系化：製品の差別化・資金づくり・流通経路づくり・運営方法	【小岩, 1985】
構想段階と計画段階	【李, 2007】
準備段階（青年会議所の主要メンバーと若手研究者から成るコアスタッフ）、委員会形式のプロジェクトチームの形成、コアスタッフ数名と地元商店主有志によるブレインストーミング方式の会議、KJ法でまとめられ地元の問題意識の整理、さらに調査が必要とされる諸項目のピックアップ、現況調査の展開、調査の結果報告とディスカッション、知り得たことと不明な部分の仕分け、いくつかの考え方にもとづく計画案の準備、それぞれの計画案を実行に移す場合には、公・私・商店会としてそれぞれやる部分はどこであるのか、また、どれだけの準備が必要なのかという検討	【土方, 1985】

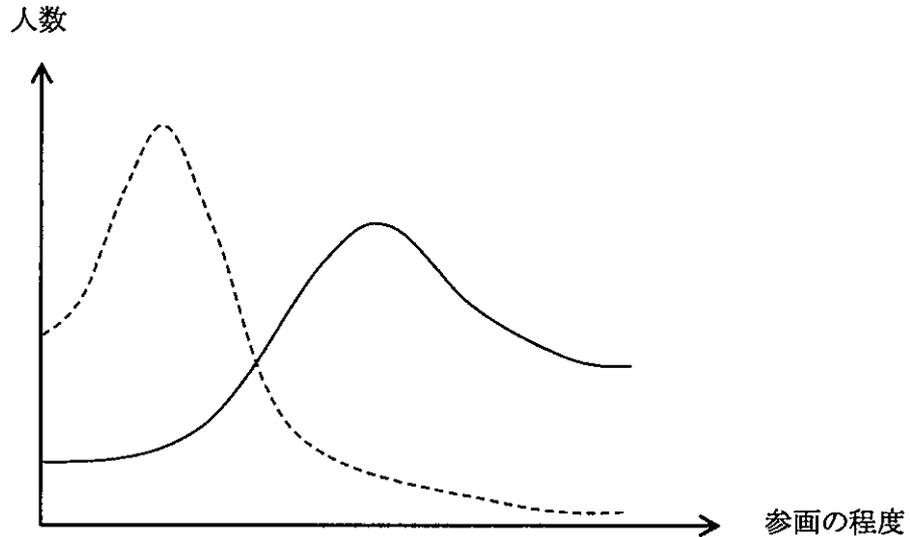
5. 参画方法・手段

条例第16条に挙げられている以外の参画方法は、参考にした資料から見つけることができなかつた。しかし、それぞれの方法を有効に実施するには、さまざまな工夫が必要であろう。以上の議論をまとめると、下表（不完全）となる。

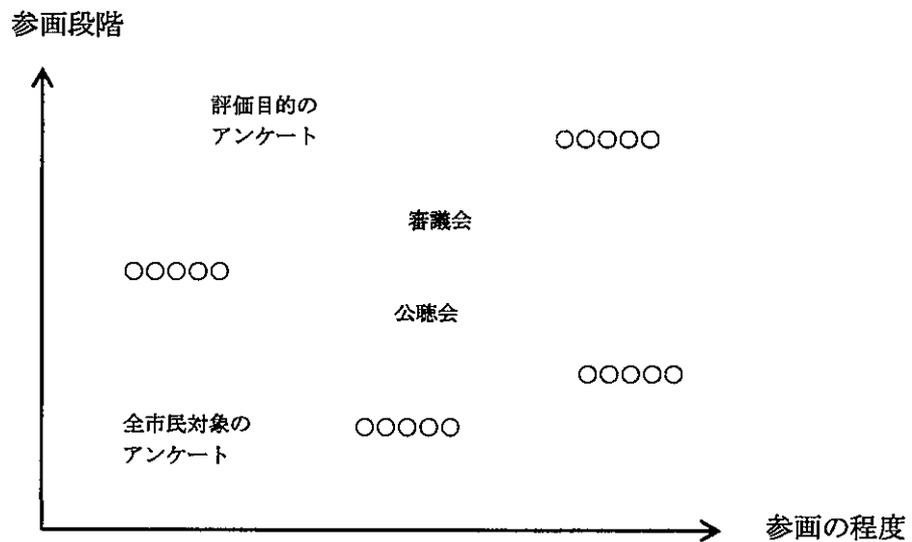
参画方法	参画段階	参画場面	目的を達するための工夫等
審議会等への委員としての参画	行政が仕掛け、決定	可能性追求 実践の体系化	委員の選抜方法
公聴会、懇談会等への参画	実施時期・時間・実施場所
ワークショップ等への参画	ワールドカフェ
パブリックコメント等の聴取	SNSの利用
アンケート調査等による意見の聴取	全市民対象・特定の市民対象

6. 可視化

参画意識の高低をイメージ化するために、参画の程度を横軸、人数を縦軸として、図を描く。下図において、点線が低い参画意識を、実線が高い参画意識を表す。



参画の程度と参画段階を各軸とする平面上に、参画方法を描ける？



本来であれば、時間軸、人数の軸も必要かもしれないが、4次元の図となり、複雑化してしまう。